私 事 総 第 1207 号
令 和 8 年 10 月 15 日

学校法人等代表者　殿

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長　福 原 紀 彦

令和８年熊本地震により被災された加入者の皆様への
災害見舞金等の早期支払等について

このたびの令和８年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、特に甚大な被害のあった地域において、**住居又は家財に損害を受けた加入者の皆様からの災害見舞金等の請求**について、給付金等を速やかに決定し、送金することとしましたのでお知らせします。ついては、加入者の皆様への周知も併せてお願いします。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

## １．災害見舞金・災害見舞金付加金

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」について、給付金等を早期に支払うための処理を行います。災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給条件等については、【参考１】をご確認ください。

（1）請求手続

次の枠内の必要書類を提出してください。

なお、災害見舞金・災害見舞金付加金請求書の右上余白に、赤字で「令和８年熊本地震」と記載してください。

①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
②災害状況明細書
} これらの様式用紙は、私学共済ホームページ「令和８年熊本地震への対応（共済業務）」から取得できます。また、①②いずれも学校法人等代表者の証明が必要ですのでご注意ください（押印は省略できます）。
③市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」

(注) この他にも書類が必要となる場合があります。

記入方法は、私学共済ホームページをご確認ください。

（2）給付金等の送金（加入者本人への送金希望にも対応します）

給付金等については、学校法人等の給付金等の受取口座への送金を原則としますが、給付金等を一刻も早く加入者の皆様のお手元に届けるため、特例として、加入者ご本人名義の銀行等口座への送金希望にも対応します。加入者本人への送金を希望される場合は、上記（1）の枠内の書類に加えて、次の枠内の書類が必要となります。また、書類に不備がある場合は、整うまで送金が行えませんのでご注意ください。

・本人直接支払い申出書（私学共済ホームページから取得できます。）
・加入者ご本人名義の銀行等口座であることが確認できる書類等の写し※
※預金通帳、キャッシュカードなどで店番・口座番号等が確認できるもの
ゆうちょ口座への送金を希望する場合は、記号・番号が確認できる書類等の写し

（3）災害見舞品

災害見舞金付加金が決定された加入者の皆様には、災害見舞品に代えて**3万円**を支給します。
なお、災害見舞金付加金とあわせて支給しますので、別途の請求手続は必要ありません。

（4）お問い合わせ

給付金等の請求についてご不明な点がありましたら、業務部短期給付課にお問い合わせください。

## 2．災害貸付・特例住宅貸付

通常、加入者貸付の申し込み締め切り日は、２日送金にあっては前月１５日、２２日送金にあっては前月の月末としていますが、このたびの被災による災害貸付については、この申し込み締め切り日を弾力的に取り扱い、できるだけ早期に送金できるよう取り扱います【早期送金の取り扱いは令和８年 12 月 21 日受付分まで】。（貸付条件等については、【参考２】をご確認ください。）

なお、特例住宅貸付については、提出していただく添付書類が多いうえ、審査に時間を要するため、早期送金の対象外としますが、申し込み締め切り日にかかわらず、可能な限り迅速な対応に努めます。

（1）申込手続

次の枠内の必要書類を提出してください。
なお、貸付申込書の申込事由欄には、使途のほか「令和８年熊本地震」と記入してください。
また、お急ぎの場合は、赤字で（早期送金希望）とその後に続けて記載してください。

①貸付申込書
②借用証書
　これらの様式用紙は、私学共済ホームページから取得できます。なお、貸付申込書には、学校法人等代表者の証明印と加入者の印、借用証書には、加入者の印が必要です。（注）

③市区町村長又は消防署長等が発行した「災害証明書」（「り災証明書」又は「被災証明書」）
※申し込み時に「災害証明書」が入手できず、添付が困難な場合は、申込人による理由書（後日、「災害証明書」を提出する旨の記載があるもの）及び申込人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）を添付してください。

④【特例住宅貸付の場合】
上記①～③の他、住宅貸付と同じ書類が必要となります。
詳細については私学共済ホームページをご確認ください。

⑤【定期償還期限の延長を希望する場合】（（2）参照）
・「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」（用紙は、私学共済ホームページから取得できます。）

（注）加入者の印はスタンプ印不可です。また、上記①（貸付申込書）、②（借用証書）の加入者の印は同一印を押印のうえ、提出してください。

（2）貸付けの定期償還期限の延長

貸付けの種類にかかわらず、被災した借受人は２年間を限度として定期償還期限を延長することができます。「定期償還期限延長申請書（既貸付者）」に「り災証明書」を添付して提出してください【令和８年 12 月 28 日受付分まで】。

また、新規の貸付けについても同様に期限を延長することができます。延長を希望する場合は貸付けの申し込みと同時に、「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」を提出してください。

なお、償還期限を延長している期間中の利息は**年１．００％**で、延長期間終了後の償還開始時から一括又は分割払にてお支払いいただきます。

（３）お問い合わせ

貸付けの申し込みについてご不明な点がありましたら、福祉部貯金・貸付課にお問い合わせください。

## ３．熊本市・八代市における請求受付・相談対応等

熊本市及び八代市で、災害見舞金・災害見舞金付加金請求についての審査、受付及び相談、災害貸付・特例住宅貸付についての相談をお受けする現地会場を開設します。災害見舞金・災害見舞金付加金については、必要書類が整っていれば現地で請求書を受付することもできます。

開設日時、会場その他の詳細については、同封のリーフレット「私学共済からのお知らせ Vol.2」をご確認ください。

日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部
〒１１３-８４４１　東京都文京区湯島１－７－５
℡　０３－３８１３－５３２１（代表）
私学共済ホームページ　　https://www.pmac.shigaku.go.jp
※　災害見舞金等の請求書等の用紙は、私学共済ホームページ「令和８年熊本地震への対応（共済業務）」に掲載しています。

【参考１】

災害見舞金及び災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）及び被扶養者が水震火災その他の非常災害により住居（注１）又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度に該当した場合に、右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た額を災害見舞金として支給します。また、災害見舞金の額の６０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。なお、住居又は家財に対する損害が５分の１以上３分の１未満の場合には、災害見舞金の支給対象となりませんが、標準報酬月額の５０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

この他に、災害見舞品に代えて現金３万円を、災害見舞金付加金と同時に支給します。

**※　住居又は家財の損害の割合が５分の１未満の場合には支給されません**のでご了承ください。

| 損　害　の　程　度（注２） | 月　数 | | |
|---|---|---|---|
| | 災害見舞金 | 災害見舞金付加金 | 合計 |
| １　住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき<br>２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき | ３か月 | １．８か月 | ４．８か月 |
| １　住居及び家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき<br>２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき<br>３　住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき<br>４　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | ２か月 | １．２か月 | ３．２か月 |
| １　住居及び家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき<br>２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき<br>３　住居又は家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき<br>４　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | １か月 | ０．６か月 | １．６か月 |
| １　住居又は家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき<br>２　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき | ０．５か月 | ０．３か月 | ０．８か月 |
| 住居又は家財に５分の１以上３分の１未満の損害を受けたとき | － | ０．５か月 | ０．５か月 |

床上浸水により損害を受けて、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき

| 浸　水　の　程　度（注３） | 月　数 | | |
|---|---|---|---|
| | 災害見舞金 | 災害見舞金付加金 | 合計 |
| 床上　１２０㎝以上 | １か月 | ０．６か月 | １．６か月 |
| 床上　３０㎝以上１２０㎝未満 | ０．５か月 | ０．３か月 | ０．８か月 |
| 床上　３０㎝未満 | － | ０．５か月 | ０．５か月 |

（注１）災害見舞金の対象となる「住居」とは、加入者又は被扶養者が現に生活の本拠として居住する建物をいいます。この「建物」は、自己の所有のものであるかどうかは問いません。

（注２）修理等により使用可能であるものは、損害に含まれませんのでご注意ください。

（注３）床下浸水の場合は支給されません。

【参考２】

〔災害貸付の貸付条件等〕締切日：令和９年７月 27 日

| | |
|---|---|
| 貸付対象者 | 加入者期間が引き続き１年以上の加入者で、災害により被災した加入者（り災証明書が必要です） |
| 貸付限度額 | 標準報酬月額（６５万円を限度）の６か月分相当額<br>（ただし、その額が２００万円を超えるときは２００万円） |
| 定期償還期限の延長 | 申し出により２年間を限度に定期償還期限を延長します。<br>なお、災害貸付の申し込みと同時に申し出た場合に限ります。 |
| 貸付利率 | **年１．００％**（固定金利） |

〔特例住宅貸付の貸付条件等〕締切日：令和 11 年７月 27 日

| | |
|---|---|
| 貸付対象者 | 年金等給付の加入者期間が引き続き５年以上の加入者で、災害により被災し住宅の修理、改築等が必要な加入者（り災証明書が必要です） |
| 貸付限度額 | 貸付申込時における退職手当の見込み額に上乗せ額６００万円を加えた合計額<br>（ただし、その額が２，０００万円を超えるときは２，０００万円） |
| 定期償還期限の延長 | 申し出により２年間を限度に定期償還期限を延長します。<br>なお、特例住宅貸付の申し込みと同時に申し出た場合に限ります。 |
| 貸付利率 | **年１．２６％**（固定金利） |